（様式1-1） 新規評価総括表

事業種類	主要な道路の整備	事業名	道路改築

建設部　道路建設課

番　号	市町村名	（ふりがな） 箇所名	事業概要	全体事業費 （千円）	完了 予定 年度	箇　所　評　価						所管課の意見	政策評価室の意見	現地調査	第三者意見聴取	県の評価案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	松本市	（主）松本環状高家線 神林（かんばやし）～和田（わだ）	道路改築工 L=1.2km W=14.0(28.0)m	900,000	2030 (R12)	A	A	A	A	A	A	松本地域の外環状道路の一部を構成する重要な路線であり、円滑で安全な交通の確保、および災害時における物流拠点のアクセス機能の向上を図る必要があることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
2	千曲市	（一）内川姨捨停車場線 内川（うちかわ）	道路改築工 L=430m W=6.0(14.0)m	800,000	2030 (R12)	A	A	A	A	A	A	通学路および駅へのアクセス道路となる重要な路線であるが、幅員狭小、歩道未整備のため、道路拡幅により歩道及び自転車通行帯を整備し、道路利用者の安全性の向上を図る必要があることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
3	長野市	（国）403号 綿内（わたうち）	道路改築工 L=180m W=6.5(12.5)m	800,000	2029 (R11)	A	A	A	A	A	A	広域幹線道路・緊急輸送路であり、かつ観光地・工業団地へのアクセス道路でもあり、交通量が多いため、道路改築により幅員狭小区間の解消を行い、快適で安全な道路空間を確保する必要があることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
4	中野市	（一）中野飯山線 柳沢北（やなぎさわきた）	道路改築工 L=1.3km W=6.0(10.75)m	850,000	2030 (R12)	A	A	A	A	A	A	沿線集落の重要な生活道路であるが、狭隘で見通しが悪く交通事故も発生しており、バイパス整備により、安全な交通を確保し、集落内の安全で安心な暮らしの向上を図る必要があることから、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
合　　計			4箇所	3,350,000																	